

足立区地域における見守り活動支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、足立区（以下「区」という。）が選定した安全・安心まちづくり推進地区内において、当該地区内に所在する地域団体の地域見守り活動を推進する目的で補助金を交付することとし、当該補助金（以下単に「補助金」という。）の交付手続に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 安全・安心まちづくり推進地区 防犯対策を効果的に進める必要がある地区として区が選定した地区で、あらかじめ東京都に報告したものをいう。

(2) 地域団体 区内の町会、自治会、商店街その他一定の区域の住民によって構成される団体又は一定の区域の住民が参加する団体をいう。

(3) 商店街等 商店街及び商店街の連合会をいう。

(4) 商店街 次に掲げるものをいう。

ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づき設立された商店街振興組合

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された事業協同組合

ウ 次に掲げる事項に照らし、区が商店街と認めたもの

(ア) 当該区域で中小小売商業又はサービス業に属する事業者の相当数が接近してその事業を営み、かつ、組織的な活動を行っていること。

(イ) 消費者により、商店街と認識される程度のまとまりを持っていること。

(ウ) 当該区域内に人又は車両が常時通行できる道路を包含していること。

(5) 商店街の連合会 次に掲げるものをいう。

ア 商店街振興組合法に基づき設立された連合会

イ 中小企業等協同組合法に基づき設立された連合会

(6) 防犯設備 一定区域における犯罪の抑止又は犯罪被害の防止の目的で固定して設置される防犯カメラ、防犯灯、防犯ベル等の機器で、当該区域の不特定多数の者の用に供せられる目的で設置されるものをいい、専ら特定の私有財産又は公有財産の保護、管理等に供されるものを除く。

(7) 補助事業 地域見守り活動の一環として行われる防犯設備の設置又は当該活動に必要な装備品の購入をいう。

(8) 補助金 この要綱に基づき、区が選定した安全・安心まちづくり推進地区内において、当該地区内に所在する地域団体が地域見守り活動を推進する目的で交付する補助金をいう。

(補助金の対象事業)

第3条 この要綱に基づき補助する見守り活動事業とは、地域において継続して実施される次に掲げる事業とする。

- (1) 地域団体が単独で行う防犯設備の整備に関する事業
- (2) 地域団体が連携して行う防犯設備の整備に関する事業
- (3) 地域団体が行う地域の防犯環境改善に資する活動に関する事業（以下「地域防犯環境改善補助事業」という。）

2 区長は、前項各号に掲げる事業を行い、かつ、次の各号に掲げる条件を全て満たすものに対し、予算の範囲内において、補助金を交付する。

- (1) 安全・安心まちづくり推進地区に選定した地区内で行う事業であること。
- (2) 防犯に関する見守り活動を月1回以上継続して行うことが見込まれるものであること。
- (3) 商店街のみからなる団体が行う事業ではないこと。
- (4) 地域団体に商店街が含まれ、かつ、前項第1号又は第2号の事業（以下「防犯設備補助事業」という。）を行った場合には、当該商店街の区域以外にも防犯設備を設置すること。
- (5) 防犯設備補助事業を行う場合には、防犯設備を整備する地域において、当該補助事業に関する住民の合意が形成されていること又は事業開始までにその見込みがあること。
- (6) 当該年度末までに完了できる事業であること。
- (7) 防犯設備補助事業のうち、防犯カメラの整備を含む事業にあつては、当該防犯カメラの設置目的、運用方法等についての基準が定められていること又は防犯カメラの運用開始までに定められる見込みがあること。
- (8) 占用許可等が必要な箇所で事業を実施する場合は、当該箇所の占用許可等を受けていること又は受けられる見込みがあること。
- (9) 地域防犯環境改善事業において、活動場所に公共の施設が含まれる場合には、公共の施設以外でも活動を行うこと。

（補助金の対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費及び算定基準は、別表のとおりとし、地域団体が支出する防犯設備補助事業及び地域防犯環境改善補助事業に係る経費で、使途、単価、規模等の確認ができ、かつ、区長が必要かつ適当と認めるものにつき、補助金を交付する。ただし、次に掲げる経費については、交付対象としない。

- (1) 機能維持を目的とした修繕、保守等に係る経費
- (2) 消耗品のみの交換に係る経費
- (3) 土地の取得、造成、補償、使用に係る経費
- (4) 車検、自動車保険料等、車両運行のために一般的に必要な経費

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「交付申請者」という。）は、区長が定める期日までに、交付申請書（別記第1号様式）に次の書類を添付して区長に提出しなければ

ばならない。

- (1) 申請者となる団体（連携事業の場合にあっては、主たる申請者となる団体）の定款又は規約
- (2) 連携して活動する団体の名簿（連携事業のみ）
- (3) 申請者となる団体（連携事業の場合にあっては、主たる申請者となる団体）の総会資料等（前年度決算書、本年度事業計画書、収支予算書、議事録等）
- (4) 当該事業の実施を決定した議事録（連携事業の場合にあっては、連携する団体ごとの議事録）
- (5) 実施する事業に関する仕様書、見積書（事業経費が100万円を超えるときは、原則として複数の業者から見積書を徴収し、添付すること）等
- (6) 配置図（防犯設備補助事業）
- (7) その他区長が必要と認める書類
(交付決定)

第6条 区長は、前条の規定による補助金の交付申請（以下「交付申請」という。）があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、相当と認めるときは補助金の交付決定（以下「交付決定」という。）を行い、交付決定通知書（別記第2号様式）により当該交付申請をした者に通知するものとする。

（事前着手）

第7条 補助金の交付決定前に事業に着手したものは、補助対象としない。ただし、交付決定前に事業に着手しなければならないやむを得ない事情があると区長が認めたときは、この限りでない。

2 交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）で、前項ただし書に該当する場合は、あらかじめ事前着手申請書（別記第3号様式）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

（遵守事項等）

第8条 交付決定者は、交付決定を受けた後においても、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、台帳を設け、その管理状況を明らかにすること。
- (2) 取得財産等について、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図ること。
- (3) 取得財産等を破損するなど、防犯の用に供することができなくなった場合は、区長にその旨及びその後の対策について報告しなければならないこと。
- (4) 取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとする場合は、区長の承認を得ること。
- (5) 取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれる場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を区に納付すること。
- (6) 補助事業の完了後、区長から要求があったときは、事業内容等について報告する

こと。ただし、報告義務を負う期間は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間とする。

2 前項各号に規定するもののほか、区長は、第6条の規定による補助金の交付決定に際し、条件を付することができる。

(取得財産等の管理及び処分)

第9条 交付決定者のうち、前条第1項第4号の承認を受けようとするものは、取得財産等のうち、取得価格が50万円以上のものについては、区長が別に定める期日までにあらかじめ取得財産処分申請書(別記第4号様式)を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

(申請の取下げ)

第10条 交付申請者は、交付決定の前に申請を取り下げようとするときは、その旨を記載した書面を区長に提出しなければならない。

2 交付決定者は、交付申請を取り下げようとするときは、その旨を記載した書面を区長に提出しなければならない。

(事業遅延等の報告)

第11条 交付決定者は、事業が交付申請した年度内に完了することができないと見込まれるとき又は事業の遂行が困難となったときは、速やかに遅延報告書(別記第5号様式)を区長に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の内容変更等)

第12条 交付決定者は、事業の内容を著しく変更しようとするとき又は事業を中止しようとするときには、あらかじめ変更等承認申請書(別記第6号様式)を区長に提出し、区長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第13条 交付決定者は、事業が完了したときは、速やかに補助事業実績報告書(別記第7号様式)を区長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 補助事業に係る請求書の写し
- (2) 納品書又は完了届の写し
- (3) 契約書の写し(内訳書を含む。)
- (4) 事業内容のわかる写真
- (5) 道路占用許可書及び道路使用許可書(民有地の場合は、土地使用承諾書)の写し
- (6) その他区長が必要と認める書類

(完了検査)

第14条 交付決定者は、区長が事業の完了状況及び経理等の状況について検査を求めた場合は、これに応じなければならない。

(額の確定)

第15条 区長は第13条の規定による実績報告及び前条の規定による検査の内容を審査し、事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、

補助金の額を確定し、交付確定通知書（別記第8号様式）により事業者交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第16条 交付決定者は、前条に規定する補助金の額の確定通知を受けたときは、速やかに請求書兼口座振替依頼書（別記第9号様式）を区長に提出しなければならない。

（補助金の支払い）

第17条 区長は、前条の規定により補助金の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付決定者に支払うものとする。

（帳簿類の提出）

第18条 交付決定者は、事業費の支払が完了したときは、速やかに次に掲げる書類を区長に提出しなければならない。

- （1） 領収書の写し
- （2） 預金通帳の写し
- （3） 口座振込依頼書控えの写し
- （4） 現金出納簿の写し
- （5） 備品台帳または固定資産台帳の写し

（交付決定の取消し）

第19条 区長は、交付決定者が次のいずれかに該当した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2） 交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこの要綱の規定に違反したとき。
- （3） 取得財産が、正当な理由なく機能を停止した状態にあるとき。
- （4） 正当な理由がないにもかかわらず、交付決定を受けた後、事業が当該年度内に完了することができないと見込まれるとき又はその遂行が困難となったとき。

（補助金の返還）

第20条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、事業の当該取消しに係る部分に関し、既に交付決定者に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（補助金の経理等）

第21条 交付決定者は、事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、これらの書類を事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（その他）

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の実施に関し必要な事項は、足立区補助金等交付事務規則（昭和50年足立区規則第6号）の定めるところによる。

付 則（31足危危発第1748号 令和2年3月11日 区長決定）

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に31足危発第1747号令和2年3月11日区長決定により廃止した足立区地域における見守り活動支援事業補助金交付要綱の規定により区長が行った決定その他の行為又は同要綱の規定により区長に対してなされた申請その他の行為で施行日以降に処理されることとなるものは、それぞれこの要綱の相当規定により区長が行った決定その他の行為又はその他の区長に対してなされた申請その他行為とみなす。

付 則（6足危発第2188号 令和7年3月31日 区長決定）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費

防犯設備補助事業

対象経費	基準額	補助率	補助限度額
<p>防犯カメラ（モニター、録画装置等を含む。）、防犯灯、防犯ベル、車両侵入防止装置、防犯情報等の発信や注意喚起等を行う電子掲示板その他犯罪の抑止に資すると認められる設備の整備（購入、賃借、取付等）に係る経費</p> <p>上記の設備については、事業の完了した日の属する会計年度終了後7年を経過し、かつ、次の各号に掲げる条件を全て満たす場合は、再整備（購入、賃借、取付、撤去等）に係る経費も補助対象経費とする。ただし、やむを得ない事情により再整備の必要性があると区長が認める場合はこの限りではない。</p> <p>（1） 整備後の防犯活動が継続的に行われていること。</p> <p>（2） モニター・録画装置等の付属設備のみの整備に係る経費でないこと。</p> <p>（3） 設備の修理、保守等機器類の維持管理が適切に行われていること。</p> <p>（4） 通常の修繕では設備としての機能を維持することが困難な状態にあること。</p> <p>賃借により設備を設置した場合にあっては、設置初年度分の賃借に係る経費を対象とする。</p>	<p>（単独事業） 1地域当たり 600万円</p> <p>（連携事業） 1地域当たり 900万円</p>	<p>96%</p> <p>※ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>	<p>（単独事業）1地域当たり576万円</p> <p>（連携事業）1地域当たり864万円</p> <p>※防犯カメラを整備する事業については、総事業費に占める防犯カメラ1台あたりの整備費用に関して、60万円を限度に補助する。ただし、防犯カメラ以外の設備（撮影機能を有さない防犯カメラも含む。）の整備費用は計算対象外とする。また、ソーラー式防犯設備の整備を含む事業については、この限度額を設けないこととする。</p> <p>※特段の事情がある場合は、区長が別に額を定めることができるものとする。</p>

地域防犯環境改善補助事業

対象経費	基準額	補助率	補助限度額
<p>防犯のための見守り活動に必要な となるベスト・腕章・停止灯等の 装備品の購入、青色防犯パトロー ルで使用するための青色回転灯の 購入（青色回転灯を装着した自動 車に設置する拡声器、無線通信機 器等同パトロールの効果を高め ると認められる機器の購入、賃借、 取付及び同パトロールのための自 動車への塗装等に係る経費を含 む。）、防犯環境改善に必要な 落書き消去用具、清掃用具等の資 器材の購入に係る経費</p> <p>ただし、青色回転灯の購入、賃 借及び取付並びにそれに付随す る経費について補助の対象となる のは、管轄警察署から「青色回転 灯を装着して適性に自主防犯パト ロールを実施することができる団 体である旨の証明書」を交付され た団体又は交付される予定の団 体とする。</p> <p>賃借により設備を設置した場合 にあつては、初年度分の賃借に係 る経費を対象とする。</p>	<p>1 地域当たり 40 万円</p>	<p>5 / 6 ただし、 1,000 円未満 の端数が生 じた場合に は、これを切 り捨てるも のとする。</p>	<p>1 地域当たり 333,000 円 ※特段の事情があ る場合は、区長が 別に額を定めるこ とができるものと する。</p>